

## 第97回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日 時 平成31年2月1日（金）午後1時30分～午後3時20分
- 2 場 所 埼玉会館6C会議室
- 3 出席者 委員名（敬称略）  
今井眞弓、伊藤匡美、大久保和政、  
国松直、高田和幸、簗輪高一郎  
※事務局 商業・サービス産業支援課課長 碓井 誠一  
商業・サービス産業支援課商業担当職員3名
- 4 審議内容  
県意見についての審議
  - (1) 新設
    - 新設（5条1項） （仮称）ヤオコー川越今福店
    - 新設（5条1項） （仮称）草加谷塚上町計画
    - 新設（5条1項） （仮称）ベルク和光白子店
  - (2) 変更
    - 変更（6条2項） バナーズビル
    - 変更（6条2項） UNICUS 上里
    - 変更（6条2項） ウニクス南古谷
    - 変更（6条2項） ケーズデンキ新座店
    - 変更（6条2項） イール妻沼
    - 変更（6条2項） 草加駅高架下店舗
    - 変更（附則5条1項） 朝霞市膝折町二丁目ショッピングセンター
- 5 傍聴人 2名
- 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。
  - (1) 交通について 1月18日（金） 高田和幸委員
  - (2) 騒音について 1月21日（月） 国松 直委員

## 会議要旨（概要）

### 1 開会

### 2 議事

県意見についての審議

#### （1）新設

- 新設（5条1項） （仮称）ヤオコー川越今福店

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、説明にもあったとおり周辺の交通流への影響は大きくない、という結果が出ている。

駐輪場を多く整備しており、自転車での来店者が多いことを想定しているようである。市からの意見への回答にもあるとおり、自転車の動線を考えられてはいるようだが、自転車、歩行者、自動車の錯綜については十分配慮していただきたい。

【議長】 出入口②についてはどう考えるか。

【委員】 出入口②に至る私道は道路としての機能が弱い。警察と協議しているとは思いますが、標識等を設置して一般道と同様の配慮ができるか検討していただきたい。

【事務局】 この私道は、道路交通法上の道路ではないことから、道路交通法上の道路と区別のつくような方法で対策を行うよう県警から指導があったとのことである。

そこであらかじめ、私道及び出入口②について設置者に安全対策を検討していただいた。お配りした資料をご覧いただきたい。1点目として、自転車のお客様は県道8号線を経由した経路に誘導する。2点目として、出入口②の前面道路はカラー塗装により出入口をわかりやすくし、併せて注意を促す看板を設置する。3点目として、オープン当初は県道6号線側にも誘導員を配置する。4点目として、周辺の事業者へ誘導経路を周知し、注意を促す。主な対応については以上である。

- 【議 長】 今の安全対策についてはいかがか。
- 【委 員】 出入口②の看板が道路交通法でいうところの「一時停止」とか「止まれ」の代わりになるのか。正規の看板は使えないのか。
- 【事務局】 正規の看板に代わるものである。双方向から注意を促すよう、所轄の警察と協議して決定した。
- 【委 員】 看板には資料にある文面が記載されるという理解でよいか。
- 【事務局】 そうである。
- 【委 員】 徒歩・自転車は県道6号線から8号線に迂回し来店するというところか。あまり現実的ではないのではないのか。
- 【事務局】 自転車・歩行者専用道を作れない場合は、西側の私道を経路としないよう川越市からも指導されているため、やむを得ないと考える。
- 【委 員】 強制力はないと考えるが大丈夫か。
- 【事務局】 オープン当初は誘導員を配置し、経路を徹底させるようにする。
- 【委 員】 警察の指導に基づいて対応しているようだが、それでも安全管理に配慮していただきたい。
- 【委 員】 「通り抜け禁止」の看板があるが、この私道は設置者が所有している道路で原則は通り抜けできないのか。
- 【事務局】 そうである。この私道が県道6号線から8号線へのショートカットとして頻繁に利用されると危険であるため必要である。
- 【委 員】 この私道は店舗周辺の事業所にどの程度利用されているのか。
- 【事務局】 台数までは確認していないが、さほど多くはないと聞いている。
- 【委 員】 出入口を、出入口①1か所だけに限定すると問題があるのか。

【事務局】 検討したが、出入口を1か所にした場合の交差点評価を行ったところ、需要率は0.9以下には収まるが、今福交差点の混雑が激しくなることから2か所設ける方が望ましいという結論となった。

【委員】 カラー塗装はどのような色になるのか。

【事務局】 具体的な色までは決定しないと思うので、わかりやすい色となるよう設置者に申し伝える。

【委員】 騒音に関しては、騒音の総合的な予測について等価騒音レベルは昼間、夜間ともに基準を満足している。夜間に発生する騒音ごとの予測においては一部基準を上回るが直近住居外壁では下回る。  
駐車場の夜間の利用規制をしっかりとやっていただきたい。

【委員】 搬入のトラックも私道を通るようなので、それについても十分注意していただきたい。

【委員】 私道の幅は、トラックの擦れ違いが可能か。

【事務局】 幅については問題ない。

【委員】 私道進入路について、安全面とともに環境面についても配慮していただきたい。

【議長】 県意見について、事務局から何かあるか。

【事務局】 店舗西側の私道の安全対策を徹底すること。特に、自転車、歩行者は県道8号線側専用出入口へ誘導するよう徹底し、事故防止に努めることは強くお願いしたい。また、開店後も引き続き安全対策を継続し、不足する場合は新たな対策を講じていただきたい。

【委員】 事務局の発言については附帯意見とすべきと考える。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、県意見は付さないこととするが、以下の附帯意見を文書で述べることとする。

- ・店舗西側の私道の安全対策を徹底すること。特に、自転車、歩行者は、県道 8 号線側専用出入口へ誘導するよう徹底し、事故防止に努めること。

- ・開店後、店舗西側私道の状況を注視し、必要に応じて追加で安全対策を実施すること。

さらに、口頭意見として、

- ・自転車での来店が多いと予想されるので、自転車、歩行者、自動車の錯綜がないよう注意を喚起されたい。

- ・駐車場の夜間の利用規制をしっかりと行っていただきたい。

以上を設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）草加谷塚上町計画

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、説明にもあったとおり周辺の交通流への影響は大きくない、という結果が出ている。自転車と自動車の錯綜については注意していただきたい。一部の車両経路が通学路に近いため、児童への安全については十分配慮していただきたい。

【委員】 騒音に関しては、騒音の総合的な予測について等価騒音レベルは昼間、夜間ともに基準を満足している。夜間に発生する騒音ごとの予測において夜間最大騒音、定常騒音についても同様に基準を満たしており、当該店舗の周辺環境に与える騒音の影響は少ないと考えられる。

【委員】 来退店経路についてだが、かなり迂回した経路となっているので、周辺に小学校が多いこともあり、来店者に対し経路の周知をよくお願いしたい。

【委員】 出入口3近辺の市道についてだが、開店までには拡幅することによって良いか。

【事務局】 そうである。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、

- ・自動車、自転車、歩行者の錯綜がないよう注意を喚起されたい。
- ・来退店経路が通学路に近いので、児童の安全に配慮していただきたい。
- ・大きく迂回する来退店経路となっているため、来店客への経路の周知を徹底されたい。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

（全員了承）

●新設（5条1項）

（仮称）ベルク和光白子店

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、説明にもあったとおり周辺交通流への影響は軽微であるという結果となっている。この案件についても自動車、自転車、歩行者の錯綜については十分注意していただきたい。

また、来退店経路を迂回させているため、来店客に対し、来退店経路の周知を徹底していただきたい。

【委員】 騒音に関して、騒音の総合的な予測について等価騒音レベルの予測結果は、全地点環境基準を満足している。夜間に発生する騒音ごとの予測において一部の音源が直近住居外壁でも規制基準値を上回っているが、環境騒音との比較では下回っており、現状より悪化はしないとの予測である。

【委員】 大型車両はどこから出入りするのか。

【事務局】 荷さばき施設、廃棄物保管施設ともに屋上に設置され、大型車両は出入口No. 2から出入りする。

【委員】 荷さばき車両が出入口を来店車両と共有するので、安全に配慮されたい。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、

- ・自動車、自転車、歩行者の錯綜がないよう注意を喚起されたい。
- ・大きく迂回する来退店経路となっているため、来店客への経路の周知を徹底されたい。
- ・荷さばき車両が来店車両と出入口を共用することから、荷さばき車両と来店車両の交錯に注意していただきたい。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

（全員了承）

(2) 変更

- 変更（6条2項） バナーズビル
- 変更（6条2項） UNICUS 上里
- 変更（6条2項） ウニクス南古谷
- 変更（6条2項） ケーズデンキ新座店
- 変更（6条2項） イール妻沼
- 変更（6条2項） 草加駅高架下店舗
- 変更（附則5条1項） 朝霞市膝折町二丁目ショッピングセンター

（事務局説明）

【委員】 イール妻沼について、荷さばき施設はどのように変更されるのか。

【事務局】 店舗西側にある荷さばき施設の一部を店舗前面に移すものである。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととする。

（全員了承）

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成31年2月1日

議長 今井 眞弓

議事録署名委員 伊藤 匡美

議事録署名委員 簗輪 高一郎